

# 運賃及び料金の種類、額並びに適用方 ※介護運賃の距離制、時間制及び定額制運賃を設定する場合

(沖縄県本島地区)

## I 運賃及び料金

### 1. 距離制運賃

| 運賃等<br>車 種 | 初 乗              |       | 加 算             |      | 備考   |
|------------|------------------|-------|-----------------|------|------|
|            | 距 離              | 運 賃   | 距 離             | 運 賃  |      |
| 小 型        | 最初の 2.0 キロメートルまで | 100 円 | 1.0 キロメートル増すごとに | 50 円 | 介護運賃 |

### 2. 時間制運賃

| 運賃等<br>車 種 | 初 乗       |       | 加 算       |       | 備考   |
|------------|-----------|-------|-----------|-------|------|
|            | 距 離       | 運 賃   | 距 離       | 運 賃   |      |
| 小 型        | 30 分までごとに | 500 円 | 30 分増すごとに | 500 円 | 介護運賃 |

### 3. 定額制運賃

| 車 種 | 時 間     | 運 賃   | 備考   |
|-----|---------|-------|------|
| 小 型 | 1 輸送ごとに | 500 円 | 介護運賃 |

## II 適 用 方

### 1. 車種区分

#### 小 型 車

道路運送車両法施行規則第2条に定める小型自動車(寝台専用車等を含む。)のうち、自動車の長さが 4.60 メートル未満で、乗車定員5名以下のもの。

同条に定める軽自動車で、福祉輸送事業のみに使用するもの。

ハイブリッド自動車と同条に定める普通自動車のうち総排気量 2,000cc(ディーゼル機関を除く。)以下のもので、自動車の長さが 4.60 メートル未満、かつ乗車定員5名以下のもの。

内燃機関を有しない自動車で、自動車の長さが 4.60 メートル未満、かつ乗車定員5名以下のもの。

※ ディーゼル機関を搭載した車両については、同一仕様(外寸、内装等)のガソリン車の車種区分を適用する。

※※ ハイブリッド自動車とは、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有する自動車をいう。

※※※ 寝台専用車等とは、寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車をいう。

※※※※ 自動車の長さについては、特殊なバンパーを装着する自動車は標準バンパーの長さとする。

## 2. 距離制運賃及び料金

- (1) 距離制運賃の算定は、旅客の乗車した地点から下車した地点までの実車走行距離による。
- (2) 実車走行距離の積算は、走行距離計(トリップメーターまたはオドメーター)により行う。

## 3. 時間制運賃

- (1) 時間制による運賃は、距離制運賃により難い運送であって、営業所等において特約がある場合に適用する。
- (2) 時間制による時間の算定は、旅客の指定した場所に到着したときから、旅客の運送を終了するまでの時間による。
- (3) 時間制による時間の算定は、30 分単位とし、30 分未満の端数が生じた場合は切り上げる。

## 4. 定額制運賃

- (1) 定額制運賃の算定は、旅客の乗車した地点から下車した地点までを1輸送として算定する。
- (2) 定額制運賃は、発着地が次に掲げる市町村の運送において適用する。

中城村、北中城村、西原町、南風原町、与那原町  
宜野湾市、沖縄市、浦添市、那覇市の区域

## 5. その他

- (1) 自動車航送航路の航送運賃及び有料道路の使用料金は、その実費について旅客の負担とする。
- (2) 有料駐車場の利用料金は、その実費について旅客の負担とする。
- (3) 距離制、時間制、定額制の各運賃及び料金の収受は、運賃及び料金表による。
- (4) ガイド料金(運転手がサービスの一環として無料で行うものを除く)、入場料金、飲食料金その他旅客から特別な負担を求められた場合は、その実費について旅客の負担とする。
- (5) 上記で定める運賃及び料金は、沖縄総合事務局長公示(平成18年10月1日付け公示第79号)に定めるサービスの場合適用する。